

令和元年度 第2回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和元年8月9日（金）16時02分から17時08分まで

場 所：鴨川市水道局1階会議室

出席者：鈴木 美一、福原 三枝子

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和、田仲 重郎、和泉 良史

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘、

工務係長 鈴木 武志、浄水係長 吉村 洋介

業務係員 須金 幸平、乾 陽介

傍聴者：2名

1 開会

（進行：事務局 小泉次長）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたのでただいまから、令和元年度第2回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の小泉です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案1 説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案2 平成30年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」、「議案2 説明資料 平成30年度鴨川市水道事業会計決算概要」、「議案3 平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」、本日お配りいたしました、「令和元年度第2回水道事業運営委員会資料」、「報告資料」以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱いについてご説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、中村 康仁委員さんより若干遅れるとの連絡が入っております。本日の出席委員は現在6名でございますけれども、「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

16 : 05

(進行：事務局 小泉次長)

はじめに、開会にあたりまして、亀田市長から挨拶を申し上げます。

(亀田市長)

皆さん、こんにちは。令和元年度第2回水道事業運営委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は暑い中またご多忙のところ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから水道事業の運営にご支援ご協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の議題でございますが、来る9月の定例市議会に提出予定の議案2件と、議会報告1件の他、諸般の報告2件を予定しております。

さて、平成30年度の当水道事業の経営につきましては、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に基づき、引き続き運営基盤の強化に努めるとともに、安心して安全な水道水を安定的に供給するための事業運営に努めてきたところです。

次に水道事業の統合広域化に向けた取り組みですが、県営水道と用水供給事業の統合につきましては、本年3月に市町村説明会が開催され、関係市町からの意見を踏まえ、統合基本計画（原案）の修正案が示されました。

末端給水事業につきましては、県からの依頼を受け、改正水道法による国の地方財政措置の拡充による交付税額の影響について、南房総地域末端給水事業統合作業部会及び研究会で試算を行ったところであり、これらを踏まえて、県主催による統合に係る意見交換会が開催され、全体の影響額が提示されたところです。

こうした中、水道事業といたしましては、本日お集まりの皆様と緊密な連携のもと、統合問題をはじめとする各事業に積極的に、且つスピード感をもって取組んでいきますので、今後ともご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会にあたり私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。

3 議事

(進行：事務局 小泉次長)

それでは会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、鈴木会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(鈴木会長)

皆さん改めまして、こんにちは。

本日は、大変ご多忙の中、またお暑い中、お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただく、委員さんにつきましては、田中 重郎委員、和泉 良史委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

早速、議事を進めさせていただきます。「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

議案 1 「鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。本日お配りさせていただきました、令和元年度第 2 回水道事業運営委員会資料と、議案 1 及び議案 1 説明資料をご用意いただきますようお願いいたします。

まずは、令和元年度第 2 回鴨川市水道事業運営委員会資料の 1 ページをご覧くださいと存じます。この資料でございます。

この改正の概要でございますが、平成 30 年 12 月 12 日に公布された、水道法の一部を改正する法律が、令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴いまして、指定給水装置工事事業者について、5 年ごとに指定の更新を受けなければならないとされましたことから、その更新に係る手数料を定めようとするもので、鴨川市水道事業給水条例の一部を改正いたしたいものでございまして、予め、運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

議案説明の前に、若干お時間をいただきまして、この指定給水装置工事事業者制度につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

私ども水道事業者の管理する水道管から直結してご利用いただくための、給水装置の工事、これは新築やリフォーム等で、ご家庭等で使用するために設備されました、住宅等に付帯する、お客さまの資産であります給水設備の工事のことでございますが、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第 6 条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内におきまして、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を、水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づきまして、指定する制度でございます。

この制度では、水道法に定められております指定基準のもとで、水道事業者が給水装置工事事業者を指定し、国家資格者であります給水装置工事主任技術者により適正な給水装置工事の施行の確保を図ることとしております。

今回の更新制導入の目的でございますが、これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関しまして、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃

止、休止、再開の届出について、規定されておりましたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者もあるなどの課題がございました。

国では、こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、今回、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が、新たに定められ、5年ごとの更新制が導入をされたところでございます。

この改正によりまして、指定の更新の際には、水道事業者は、当該指定給水装置工事事業者が、指定基準に規定された要件を満たしているかを改めて確認をする、というものでございます。

2ページをご覧ください。今回の給水条例の改正につきまして、関係する法令を記載してございます。

まず水道法でございますが、今回の水道法改正に係る部分を抜粋したものでございます。

その下の、地方自治法でございますが、今回、条例改正の目的であります、更新に係る新たな手数料を頂くための根拠の部分抜粋したものでございます。

最後の水道法施行令でございますが、今回の水道法の一部改正に伴いまして、水道法施行令が改正されましたことから、この改正に係る給水条例の条文の整備を、併せて行うものでございます。

それでは、この後は水道事業運営委員会議案1説明資料の新旧対象表でご説明をさせていただきます。こちらの資料をご覧ください。

下段の表、鴨川市水道事業給水条例新旧対照表でございます。左側に現行の条文、右側に改正案を記載してございます。

まず初めに、第34条手数料でございますが、第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に、第3号を新設し、「第7条第1項の指定の更新をするとき1件につき15,000円」を加えたいものでございます。

次に、第37条給水装置の基準違反に対する措置でございますが、2ページをご覧ください。

本文中、第5条を第6条に改めたいものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は、令和元年10月1日から施行いたしたいとするものでございます。

以上で、議案第1の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。何かございますでしょうか。

その前にですね、この指定事業者という名前がでてきていますが、その事業者の実態、現在何件くらいあるのでしょうか。

(角田局長)

はい。現在、鴨川市で指定しております事業者でございますけれども、108 事業者でございます。

業者の一覧につきまして、議長から配布していただきたいとお話がありましたので、お持ちいたしますので少々お待ちください。

(鈴木会長)

その間に、ほかにありますか。

これは、国の制度が変わったということですよね。

(角田局長)

そういうことでございます。新しくできた制度でございます。

(鈴木会長)

いま、108 事業者の一覧を配布しますので、しばらくお待ちください。

(角田局長)

ちなみに補足して申し上げますと、市内業者 28 業者、県内の事業者が市内を除きまして 77 事業者、県外が 3 事業者おります。ほとんどが、ハウスメーカーさんについているかたちが多いですので、その事業者さんが新たに登録してきているということです。

(鈴木会長)

何かございますか。特に無いようでしたら、コピーは後ほど配布するということで進めさせてよろしいでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続きまして、議案 2 「平成 30 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、平成 30 年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

議案 2 「平成 30 年鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」でございますけれども、本件は、平成 30 年度水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるとともに、平成 30 年度水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございまして、予め運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

それでは、決算の概要についてご説明させていただきますので、お手元に配布の、

議案2平成30年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書と議案2説明資料、平成30年度鴨川市水道事業会計決算概要をご覧ください。

2枚組みの資料でございます。

先ずは、議案2説明資料、平成30年度鴨川市水道事業会計決算概要でご説明をさせていただきます。

初めに、1の経営方針でございますが、平成30年度の経営においては、運営基盤の強化並びに、安心で、安全な水道水を、安定的に供給することに努めてまいりました。

次に、2の業務量ですが、(1)年間有収水量は424万9,422立方メートルで、前年度と比べて0・8%の減となりました。

(2)1日最大給水量は、8月14日に記録した1万9,387立方メートル、1日平均給水量は、1万5,662立方メートルでございました。これは、使用量の増加する8月のお盆前後、好天が続いたことによる水道使用の増加があったものと考えております。

3の、収益的収支決算でございます。表示は税抜きとなっております。

(1)収入は14億8,965万9,015円で、前年度と比べて2億88万5,904円の減となりました。内容は、受託工事収益の増はあるものの、給水収益の減や、他会計補助金、県補助金などの、営業外収益が減少したことによるものでございます。

(2)支出は12億6,600万7,837円で、前年度と比べて2,902万7,350円の減となりました。内容は、受託工事費は増加をしておりますが、減価償却費などの営業費用及び、支払利息などの営業外費用が減少したことによるものでございます。

この結果、(3)平成30年度の純利益は、前年度と比べて1億7,185万8,554円少ない、2億2,365万1,178円となったところでございます。

続きまして、4の資本的収支決算でございます。表示は税込みとなっております。

(1)収入は2億8,405万2,000円で、前年度と比べて1億2,368万8,480円の増となりました。これは、企業債の借入額の増加、昨年度より出資を受けております、市町村合併特例事業に係る、一般会計からの出資金の増加、及び補償工事による負担金が増えたことによるものでございます。

(2)支出は8億4,127万7,116円で、前年度と比べて2億5,726万2,359円の増となりました。老朽化した施設や管路、合併特例事業等による建設改良費等の増加によるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億5,722万5,116円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,305万8,290円、減債積立金3億4,982万1,235円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,434万5,591円で補填いたしました。

続きまして、5の企業債等未償還残高でございますが、平成30年度末残高は、前年度に比べて2億5,943万5,971円減少し、29億2,871万2,339円となっております。

先ほど申し上げました、事業収支の内訳でございますが、この資料の4ページに記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

恐れ入ります。右肩に議案 2 と書かれた「平成 30 年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」の 1 ページと 2 ページをご覧ください。先ほど資料で説明をいたしました、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の予算対比の報告書でございます。こちらはどれも税込みの表示となっております。

3 ページをご覧ください。損益計算書でございますが、消費税抜きの金額でございます。

1 の営業収益の合計が 11 億 6,818 万 1,474 円で、対します 2 の営業費用が 11 億 7,518 万 6,754 円でございます。差引の営業損失は 700 万 5,280 円でございます。

続きまして、3 の営業外収益は 3 億 2,147 万 7,541 円で、対します 4 の営業外費用は 2 億 3,065 万 6,458 円でございます。合計で 2 億 2,365 万 1,178 円の経常利益となったところでございます。

5 の特別利益と 6 の特別損失はございませんでしたので、当年度の純利益は 2 億 2,365 万 1,178 円となったところでございます。

一番下の行、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金 8,921 万 1,117 円及びその他未処分利益剰余金変動額、こちらは減債積立金からの取崩し額になりまして 3 億 4,982 万 1,235 円となっておりますので、合計が 6 億 6,268 万 3,530 円、以上が当年度の未処分利益剰余金となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額 3 億 4,982 万 1,235 円の内訳は、4 ページの表、剰余金計算書の下から 4 行目で右から 3 列目、減債積立金からの組入 3 億 4,982 万 1,235 円となります。

こちらは減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てることにより、資本金への組み入れを行う予定でございます。

続いて、5 ページをご覧ください。平成 30 年度鴨川市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の右上、当年度未処分利益剰余金 6 億 6,268 万 3,530 円のうち、先ほど減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てると説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額 3 億 4,982 万 1,235 円は、議会の議決を経て資本金へ組み入れる形で処分し、当年度純利益 2 億 2,365 万 1,178 円を減債積立金へ処分し、翌年度繰越利益剰余金を 8,921 万 1,117 円といたしたいものでございます。

6 ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表及び附属明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上が決算の概要でございます。議案 2 についての説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

（鈴木会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ないようでございますので、ただ今の件について承認ということによろしいでしょうか

== 異議なしの声 ==

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、議案2「平成30年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

議案3「平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案3「平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが着座にて説明をさせていただきます。

「平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の2ページ、及び「令和元年度 第2回鴨川市水道事業運営委員会資料」の5ページをお開きください。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について監査委員の意見を付しまして、議会に報告するものでございまして、予め運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

議案3の4ページの表をご覧ください。最後のページとなっております。この表ですけれども、平成31年3月31日現在で、平成30年度決算数値により、資金不足比率を算定した表でございます。

表の中ほどやや下にある(8)の数字は、流動資産と流動負債の差額であります、13億8,621万6,000円の資金剰余となっており、資金不足比率を算定すべき資金不足は生じておりませんので、該当なしとなるものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

(鈴木会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

それでは、ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんか。

== 異議なしの声 ==

(鈴木会長)

ご異議なしと認め、議案3「平成30年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」は、原案のとおりとすることに、決定いたしました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行につきまして、ご協力をいただき、ありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 小泉次長)

会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」といたしまして、報告がございますので、水道局長から説明します。

(角田局長)

それでは、県内水道の統合・広域化の進捗状況について説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

「令和元年度 第2回鴨川市水道事業運営委員会資料」の6ページ、一番最後のページをご覧ください。

初めて説明を聞かれる方もいらっしゃると思いますので、少しお時間を頂いて、統合広域化に関する取り組みの目的などにつきまして、簡単にご説明をさせていただきますと存じます。

この取組の目的でございますが、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給していくため、平成35年度を目途に安房地域の水道事業の広域化を推進する。というものでございます。

これまでの取り組みでございますが、平成22年3月に千葉県が公表をいたしました、「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」により、県内各地で統合に関する動きが出てきたところでございます。

これにより、千葉県主催による各水道事業体への説明会や、意見交換会等が開催され、平成26年7月に、南房総地域の首長への説明がなされまして、夷隅・安房地域の末端給水事業の統合についての取り組みが開始されたところでございます。

その後、進め方の協議が行われ、平成27年10月に「第1回南房総地域末端給水事業統合研究会」が開催をされております。

本年5月に12回目の研究会が開催されたところでございまして、継続して統合に関する取り組みを行ってきたところでございます。

それでは、報告資料をご覧ください。まず、1の用水供給事業の統合についてでございます。

令和元年7月10日に、千葉県主催による、市町村との意見交換会でありまして、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に係る意見交換会が開催されたところです。

内容といたしましては、少し遡りますが、平成29年度に行われた、市町村説明会で「統合基本計画（原案）」が説明されましたが、統合広域化した場合の財政シミュレーションによる市町村への全体の影響額が示され、一部の市町村で統合の効果が享受できない事業体があったことから、市町村の総意として「このまま進めることはできない。」という修正意見が出ておりました。

この影響額については、千葉県で試算の修正を行う作業を実施しておりまして、冒

頭、市長が申しましたとおり、平成 31 年 3 月に説明会が開催され、統合基本計画の原案が示されたところです。

このようなことから、平成 30 年度に予定をしておりました、次の段階である「末端給水事業統合に係る覚書」の締結には至っていない、進めない状況でございました。

本年度に入りまして、末端給水事業につきましては、県からの依頼を受け、平成 30 年 12 月に公布をされました改正水道法による国の地方財政措置の拡充による交付税額の影響について、検討、試算を行ったところです。これらを踏まえまして、千葉県から、この意見に対する修正案が示され、この修正案についての意見交換が行われたところです。

今回の修正案の概要は 3 つございまして、

1 つ目は、市町村の追加負担額が、市町村水道への供給単価の引き下げ額の見直しにより、半分に減少したこと。

2 つ目は、改正水道法による国の地方財政措置の拡充により、交付税措置の見込み額が増加したこと。

3 つ目は、全体の影響として、全ての市町村で財政的にプラスの効果となったこと。でございました。これを受けまして、現在、各市町におきまして修正案の内容につきまして検討を進めているところでございます。

2 夷隅・安房地域末端給水事業の統合についてについてご説明いたします。

先ほど申しました、千葉県主催による市町村との意見交換会での修正案の基となりました地方交付税額の数値について、作業部会及び研究会で財政シミュレーションを行い検討いたしました。

今後は、この修正案に対しての検討の結果を待ちまして、覚書へ移行できるか判断することとなっております。報告は以上でございます。

(進行：事務局 小泉次長)

何かありますでしょうか。

(福原委員)

今のお話を伺っていると、統合した方が 3 方位にわたって、財政的にいい方という事ですよね。あとデメリットの面はありますか。

(角田局長)

デメリットでございますが、想定されるものとしましては、広域化に伴う新規事業の実施による事業量の増加、システムの統合等の管理体制の一元化に伴う初期投資費用や移行費用等の発生、移行期間の人員配置の検討、水道利用者や議会への説明といった負担が想定されています。

統合に関しましては、財政的にはプラスになるという解釈でおりますので、統合による今申し上げましたデメリットがクリアできればあまり問題にはならないかと。

(福原委員)

あとは、お水はやっぱり安心安全。安全面も統合によって継承されていかなければな

らないと思うのですけれども。

（角田局長）

それがメリットの中に含まれまして、事業統合することによりまして、例えば技術者が集約できるということが出来ます。いままで各市町で1人だとか2人で水質等を見ていたところを、5人だとか6人だとかいう形で増やせますので強化はできると。技術者が集まることで、色んなところをみて色んな意見がでてきますので、そういった面で技術面が強化されると考えています。

（田仲委員）

統合することによって、どこかに事務局が申請されているとか、県の補助だとかそういう部分については、事務局に補助がきて分配されるとかそういう方法をとるのですか。

（角田局長）

統合については、平成35年を目途としてやっておりますが、統合先については今の段階では決まっていない状態です。検討としましては、南房総地域全体でやっておりますが、安房と夷隅に分かれるという形になっております。安房につきましては、広域市町村圏が既にございますので、例えばその中に水道組織を作るとか、もう一つの方法としては、既にある水道事業体にくっついてしまうという方法がございます。

補助金でございますけれども、先ほど決算の中で高料金対策の補助金をいただいているというお話をしましたが、それについては、今、鴨川市は広域水道から水を買っております。水量としては約20%ほど、年間として2億5,000万円ほど払っております。その2億5,000万円につきましては、統合後には、今まで高料金対策としてもらっていた県の補助金を、そちらの用水供給事業体に渡すと、用水供給料金を下げるという形で考えています。

それが実現すれば、約半分の1億2,000万円ほどに水道料金になろうかと思えます。

加えまして、統合することによりまして、交付金事業、国からくる補助金等がございますので、その事業をやることによりまして、いまある古い設備や合併する市町村との連絡管ですとか、いらない浄水場の廃止などができるという形になります。

（田仲委員）

わかりました。35年？

（角田局長）

35年を目途、令和5年ですのであと4年です。

（福原委員）

水の不足とかはどうですか。

（角田局長）

今現在、使用量はかなり出ておりますけれども、鴨川市全体としてはかなり確保されておりますので、例えばこのような天気が1ヶ月続いたとしても水の心配はございません。

(進行：事務局 小泉次長)

ほかに、ご質問がないようですので、以上とさせていただきます。もうひとつ報告がございますので、水道局長から説明します。

(角田局長)

それでは、令和元年6月分の水道使用料の口座引き落としについてご報告いたします。本日お配りをさせていただきました、報告資料をご覧ください。

A4用紙1枚のものでございます。表面は今回の件についての説明となっております。裏面については該当するお客さまへ送付をいたしました、お詫び文となっております。

ご報告の内容は、三井住友銀行の口座振替にて水道使用料をお支払いいただいておりますお客さまに関しまして、令和元年7月1日に引き落とし予定でありました、令和元年6月分の水道使用料が、引き落としされていないことが判明いたしましたものでございます。

この事案でございますが、今回、口座振替ができなかった件数は189戸でございます。その内、住所登録が鴨川市内の方の件数は33戸でございます。

引き落としができなかった水道使用料の調定額は77万4,964円でございます。

この事案に関する経過でございますが、令和元年6月18日に、水道料金調定確定の作業を実施いたしました。翌19日に確定した口座振替用データを都市銀行へ送付いたしましたところでございます。

水道使用料の引き落としは、通常都市銀行につきましては月末に引き落としを実施するところでございますが、月末が日曜日でございましたことから、翌月曜日の7月1日に都市銀行の口座から引き落としを行ったところです。

翌日の7月2日に、お客さまからの問い合わせがございまして、三井住友銀行の口座から水道使用料が引き落とされていなかったことが判明いたしました。

原因を調査いたしましたところ、下の段落、原因のとおり6月19日に料金システムから出力した口座振替用データを記録媒体へコピーする段階で、三井住友銀行のデータのみコピーを作成しなかったことによるものでございました。

前の段落、経過にお戻りいただきまして、令和元年7月5日金曜日でございますが、三井住友銀行の口座振替をご利用のお客さま全員へ、お詫びの文書を郵便にて発送をいたしました。

7月8日に開催をされました議員全員協議会の場で、市議会議員の皆様にご報告をさせていただきました。同日午後、報道機関へプレスリリースを行いました。

その後の水道局の対応といたしまして、該当するお客さまに対しまして6月分の水道使用料の督促状が発送されないよう確認の作業を実施いたしまして、引き落としができませんでした6月分水道使用料を7月分水道使用料と合算し、7月31日に引き落としさせていただく手続きを行いました。

7月31日に引き落としとなる、該当するお客さまの振替データを確認いたしましたところ、全てのお客さまの口座から6月分及び7月分の水道料金が振り落としされていることを確認いたしましたところでございます。

関係する皆様方には、大変なご迷惑をおかけいたしましたことを、心からお詫び申し上げますと共に、今後はこのようなことがないよう、チェック体制の見直し等、業務改善に努めてまいります。

大変申し訳ございませんでした。

以上で、令和元年6月分の水道使用料の口座引き落としについてのご報告でございます。

(進行：事務局 小泉次長)

何かございますでしょうか

(和泉委員)

今回問題なく解決したかと思うのですが、今まで、過去に似たような事例が発生していたかとか調査は。

(角田局長)

過去には1回もございません。今回が初めてでございます。

(小泉次長)

ほかに、ご質問がないようですので、以上とさせていただきます。

5 閉 会

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。以上をもちまして、「令和元年度第2回鴨川市水道事業運営委員会」を終了させていただきます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

令和元年8月29日

会議録署名人 田仲 重郎

会議録署名人 和泉 良史